



議案第十一号

三朝町課設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町課設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十八年三月十一日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五十八年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

三朝町条例第 号

三朝町課設置条例の一部を改正する条例

三朝町課設置条例（昭和三十四年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。  
第一条中「観光商工課」の次に「国体事務局」を加える。

附 則

この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。